平成２２年（フ）第９４号
北海道北見市北進町１丁目10番１―14号、住民票上の住所北海道北見市北進町１丁目10番１―13号
債務者　越野沙奈恵
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
山形県東田川郡庄内町余目字大塚55番地７
債務者　多久和恵子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第８１号
山形県酒田市浜中丙166番地の３、前住所山形県酒田市緑ケ丘２丁目５番地の31
債務者　小林　雅彦
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第８４号
山形県酒田市緑ケ丘２丁目14番地の３
債務者　菅原　孝行
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３０５号
群馬県高崎市井野町166番地　市住712号
債務者　関根　清治
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１１７３号
さいたま市岩槻区美幸町５番22―104号
債務者　石澤　孝志
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０９号
埼玉県新座市畑中３丁目７番11号　グリーングローブＡ棟101号室
債務者　髙石　英忠
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３５号
さいたま市桜区道場２丁目１番１―438号
債務者　澤本　沙苗（旧姓伊澤）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６２３号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２―22―103
債務者　館野　由美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６６３号
埼玉県ふじみ野市福岡３丁目７番３号
債務者　黒須　佳一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６７６号
埼玉県川越市岸町１丁目３番地５　早茂マンションＡ―307号室
債務者　岡本　政信
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７０９号
埼玉県富士見市西みずほ台３丁目14番地５　ホーリーグラウンドみずほ台410
債務者　攪上　順子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７１１号
埼玉県所沢市けやき台１丁目25番地の１　ダイアパレス所沢けやき台108
債務者　北牧　富子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１５４号
千葉県銚子市豊里台３丁目1110番地の144
債務者　旭　　健一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５号
千葉県山武市井之内11番地13
債務者　伊藤　勝則
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８０号
千葉県旭市仁玉547番地13　セゾン・ド・ジュネス201号
債務者　小沼　昭美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３３号
静岡県伊豆の国市韮山多田390番地　ヴィラメゾンフジビュー101号
債務者　神山　和夫
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係